

## 入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

令和 6 年度鳥取県西部総合事務所日野振興センターが所管する公用車の車検及び定期点検委託業務（入札番号 1 と 2）一式

#### (2) 業務の仕様

別添「仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

#### (3) 業務の期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 28 日（金）まで

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

#### (2) 入札書の入札番号ごとの区分により、該当業務を行うのに必要な道路運送車両法第 62 条の規定に基づく継続検査若しくは同法第 48 条の規定に基づく定期点検整備に必要な国土交通省の認証等を取得している者又は労働安全衛生法第 45 条第 2 項に規定する特定自主検査を行う同項に規定する検査業者であること。なお、業務に必要な認証、登録等未取得していない入札番号の区分については入札できない。

#### (3) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「車両・船舶及び航空機類」の「車両部品及び修理」又は「機械等（建物等以外）保守点検」の「機械（建物等以外）保守点検」に登録されている者であること。

#### (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

#### (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

### 3 契約担当部局

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨 140-1

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課 現業技術員詰所

電 話 0859-72-2068

電子メール hino\_kendoseibi@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 入札説明書等の交付方法

令和6年4月11日(木)から同月23日(火)までの間にインターネットの鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局のホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/hino-shinkoucenter/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年4月11日(木)から同月23日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年5月1日(水)入札開始時刻は、入札番号ごとに、次表のとおり。

入札番号	入札開始予定時刻等
1	11時00分入札、即時開札
2	11時10分入札、即時開札

イ 場所

〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨140-1

鳥取県西部総合事務所日野振興センター 中会議室兼入札室(会議棟2階)

(4) 郵便等による入札

不可とする。

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和6年4月18日(木)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和6年4月19日(金)までにインターネットの鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局のホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/hino-shinkoucenter/>)によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、7の事前提出物を、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に令和6年4月23日(火)午後5時までに提出しなければならない。

(2) 入札参加者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

(1) 入札参加資格確認書(様式第1号)

(2) 2の(2)を証するもの(認定書の写し等)

(3) 2の(5)を証するもの(法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)の写し(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式)等)(競争

入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。)

## 8 入札の資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年4月25日(木)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県西部総合事務日野振興センター所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和6年4月26日(金)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長は、説明を求めた者に対して令和6年4月30日(火)午後5時までに書面等により回答する。

## 9 入札条件

- (1) 入札は、入札番号ごと(入札番号1と2)に紙入札により行うものとし、入札書は入札番号ごとに該当する所定の様式(様式第4号)を使用すること。
- (2) 契約に当たっては入札書の「契約申込金額」欄に記載された金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)を契約金額とするので、入札者は仕様書において発注対象としている費用について入札書の区分に応じそれぞれ見積もった金額を記載し、その合計額を契約申込金額とすること。ただし、重量税は、入札書に記載されたものとする。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (3) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (4) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (5) 入札書は、件名及び入札者名を記入し「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出すること。
- (6) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、その委任状(様式第3号)を提出しなければならない。なお、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (7) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (8) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出したものは失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (9) 入札者は、政令、会計規則、本件公告及び仕様書並びに入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (10) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札。
- (2) 入札参加資格確認書(様式第1号)を提出していない者のした入札。
- (3) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札。
- (4) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合(代表者以外の者が入札を行うとき)において委任状(様式第3号)を4の(3)の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (5) 郵便等による入札。
- (6) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載事項を確認しがたい入札書の入札。
- (7) 入札書を鉛筆で記載した入札。
- (8) 本件入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の入札者の代理をした者の入札。
- (9) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札。
- (10) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札。

## 12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

## 13 契約書作成の要否

要

## 14 手続における交渉の有無

無

## 15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行った

と認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に  
関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他  
財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うもので  
あると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 第三者への委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、第三者への委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの第三者への委託の承認をしないものとする。  
ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 第三者への委託の契約金額が契約金額の50パーセントを超える場合

(イ) 第三者への委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

(ウ) 行政機関の許可を受けた者が行う必要のある業務について、その許可を受けていない第三  
者への委託を行う場合

(エ) 行政機関の登録を受けた者又は行政機関への届出を行う必要のある業務について、当該業  
務に係る登録を受けていない者又は当該業務に係る届出をしていない第三者への委託を行  
う場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者への委託を行う場合、第三者への委託先に本件業務に係  
る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければなら  
ない。

(6) 10の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証  
金免除申請書(様式第5号)を、4の(1)の場所に提出すること。

(7) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら  
直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第6号)を4の(1)の場所に提出するこ  
と。

なお、電子契約締結に同意した受注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信す  
るメールにより電子契約等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

(8) 本件業務に係る車検時の重量税及び検査手数料は、受注者が検査機関に支払い、発注者に相  
当額を請求するものとし、車検に必要な自賠責保険については別途発注者が手続きを行い車検  
日までに保険証書を受注者に送付するものとする。

また、本件業務の実施において、国の定める保安基準への適合等のため、本件業務の対象と  
ならない部品の交換等が必要と発注者が判断した場合は、本件業務対象外経費として、別途発  
注等の手続きを行うものとする。